

山口市

若年性認知症ガイドブック



はじめに

65歳未満で発症する認知症のことを若年性（若年期及び初老期）認知症といいます。（以下若年性認知症と表記。）

若年性認知症は、働き盛りの世代に起こるため、ご本人だけでなく、ご家族の生活へ大きく影響します。退職を余儀なくされ、経済的に苦しい状況になることもあります。また、子どもがいる場合には、教育、就職そして結婚等何らかの影響を及ぼすことも危惧されます。親の介護と重なる場合では、介護負担も負う形となります。

認知症については、普及啓発や支援体制の整備を各分野で進めているところではありますが、若年性認知症については、まだまだ認識が不足しています。

そこでこの度、ご本人とご家族の方に少しでも必要な情報が届くことを願って、若年性認知症の人と家族のためのガイドブックを作成しました。若年性認知症の人に関わる方々にもご理解いただき、ご本人とご家族が適切な支援を受けることが出来るように、ご活用いただきたいと思います。



たんぽぽの綿毛のように、いつでもどこへでも飛んで行って、
一緒にいるから大丈夫

目 次

<認知症とは>

🌱 認知症とは	1
🌱 認知症の症状	1
🌱 代表的な認知症	1
🌱 若年性認知症とは	2

<若年性認知症が疑われたとき>

🌱 医療機関へのかかりかた	3
🌱 職場では	5
🌱 家庭内では	6
🌱 車の運転について	7

<本人への支援制度>

🌱 自立支援医療（精神通院医療）	9
🌱 障害者手帳	10
🌱 重度心身障害者医療費助成制度（福祉医療）	11
🌱 傷病手当金・雇用保険	11
🌱 障害年金	12
🌱 特別障害者手当	13
🌱 障害福祉サービス	13
🌱 介護保険サービス	14
🌱 地域福祉権利擁護事業	15
🌱 成年後見制度	15

🌱 相談窓口	17
--------	----

<若年性認知症Q&A>

🌱 ご家族からよくある質問	19
🌱 職場の中でよくある質問	21

🌱 市役所関係課一覧	23
------------	----



認知症とは



認知症とは

「認知症」とは、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために日常生活に支障が出ている状態を指します。病名ではなく、状態（症状）を指す言い方です。認知症と言われる状態の背景には、その原因となる何らかの脳の病気があります。



認知症の症状

脳の働きが低下することによって直接起こるものを「中核症状」（記憶障害・見当識障害・失語・失認等）と言い、中核症状に環境、本人が元々持っている性格、人間関係など様々な要因が絡み合って起こる二次的な症状を「行動・心理症状」または、「周辺症状」（抑うつ・妄想・幻覚・徘徊等）と言います。



代表的な認知症

<アルツハイマー型認知症>

日本では、認知症の中で一番多く占める（50～60%）ものです。原因はまだはっきりとわかっていませんが、脳が萎縮する変性疾患です。初期には記憶障害の症状が見られ、進行すると場所や時間、人物などの認識ができなくなったり、身体機能も低下して動きが不自由になったりします。



<脳血管性認知症>

脳の血管が詰まる脳梗塞や、血管が破れることによって起こる脳出血などの発作によって症状が出てきます。症状がなだらかに進行するアルツハイマー型認知症とは異なり、脳梗塞や脳出血などの発作を繰り返すことによって段階的に進行します。障害された部位によって症状が異なるため、めまいやしびれ、言語障害、知的能力の低下などにはムラがあり、記憶力が低下している一方で理解力や判断力、人格はしっかりと保たれているといった「まだら認知症」がみられるのも特徴です。

<レビー小体型認知症>

初期より、記憶障害とともに具体性のある幻視、例えば“壁に虫が這っている”、“子供が枕元に座っている”などが比較的よくみられます。それに伴って、妄想や異常な行動が現れることもあります。また、日や時間帯によって、頭がはっきりしている状態とボーっとしている状態が入れ替わり起こるのも特徴です。パーキンソン症状といわれる手足や筋肉のこわばり、動きの鈍さ、小刻み歩行、無表情など、身体的症状をきたします。



<前頭・側頭型認知症>

従来はピック病とも呼ばれていた病気です。記憶力は保たれているのに、人格・行動が変わっていきます。進行に伴い自制力が低下し、生活の習慣にこだわって同じコースを徘徊したり、周囲に配慮しにくくなり、不潔な行為を平気でするようになる、お店の商品を勝手に食べてしまうなどの行動で周囲を困らせるようになることがあります。その他、意味もなく同じ内容の言葉を繰り返したり、言葉の意味が理解できなくなったり、口数が乏しくなるなど失語症状がみられる場合もあります。前頭・側頭型認知症は、アルツハイマー型・レビー小体型とは異なって、年齢とともに発症頻度が増えるのではなく、むしろ初老期に発症する場合も多いのが特徴です。



若年性認知症とは

認知症は高齢者に多い病気ですが、年齢が若くても発症することがあり、65歳未満で発症した場合を「若年性認知症」と言います。高齢で発症する認知症に比べると、症状に気づきにくく、受診が遅れる傾向にあります。ご本人や配偶者が現役世代であり、病気で仕事に支障が出たり、仕事を辞めることになれば経済的に困難な状況になります。また、子どもが成人していない場合には、教育、就職などの人生設計が変わりかねません。さらに、ご本人や配偶者の親の介護が重なると、介護の負担が大きくなります。配偶者が介護する場合には、配偶者ご自身も仕事が十分できなくなり、身体的にも精神的にも、また経済的にも大きな負担がかかります。このように、生活基盤そのものが崩れてしまいやすいことから、医療・介護・就労・メンタルヘルス・経済面に至るまでのトータルサポートにより、本人と家族とを一体的に支援していくことが必要です。



若年性認知症が疑われたとき



医療機関へのかかりかた

<早めの受診を>

若年性認知症の場合、多くの方が現役で仕事や家事をしており、不調があっても、受診の機会を逃してしまうことがあります。

もし不安を感じられた時は、専門医の診察を受け、認知症かどうかの鑑別診断を受けられることをお勧めします。早期診断・治療により進行が穏やかになることもありますし、様々な制度の利用がしやすくなり、経済面の不安が和らぐこともあります。

<どこに受診したら？>

すでにかかりつけ医がいる場合は、症状の相談をしてみてください。他の病気が隠れていることもあります。認知症かどうかの鑑別や、必要に応じ専門医への紹介をしてもらえる場合もあります。

専門医を受診する場合、「精神科」「神経内科」「脳神経外科」のほかに、「もの忘れ外来」として診療している医療機関へ受診しましょう。予約や紹介状が必要な場合があります。また、認知症疾患医療センター*もあります。

山口市近辺の医療機関については、P17~の相談窓口にお問い合わせください。

<* 認知症疾患医療センター>

保健・医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施しています。

実施主体：山口県立こころの医療センター（宇部市大字東岐波4004-2）

相談専用電話番号：0836-58-5950

相談時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15（祝日・年末年始は休み）

相談員：精神保健福祉士または保健師等が相談・連絡調整に応じます。

◎日本認知症学会「認定専門医」

<http://dementia.umin.jp/g1.html>

◎日本老年精神医学会「高齢者のこころの病と認知症に関する専門医」

<http://www.rounen.org/>

◎認知症地域資源マップ「認知症サポート医・かかりつけ医認知症対応力向上研修修了医」

<http://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/ninchisho/top/>

などのホームページ等を参照ください。

<適切な診断を受けるために>

診察の時に医師の前で緊張される人は多いと思います。認知症の診断、特に初期の診断は難しいものです。診察の際に、本人や家族の気づいた「あら?」「何か以前と違う」と思ったことを本人や家族から伝えることはとても大切です。

診察を受ける前に紙にまとめてメモをしておきましょう。

病院に行くことを嫌がられるとき

こんな工夫をしてみてもいいでしょうか。

- ◎かかりつけの医師に相談して、専門の医療機関に受診するよう働きかけてもらう。
- ◎会社に勤めている人であれば、信頼している同僚や上司、産業医から話してもらう。
- ◎「家族が心配しているから」と、家族のために病院に行ってほしいという思いが本人に伝わるように言葉を選び、お願いをする。
- ◎家族の中では、同居していない子どもに勧められると、素直に受診される場合があります。
- ◎「健康診断」という名目で、認知症の診断ができる医師がいる病院を受診し、脳の検査に誘う。認知症という言葉は言わず、一般的な健康診断のなかに認知機能検査を組み込んでもらうといった方法もあります。
- ◎精神科に行きにくいという場合は、「脳ドック」として脳神経外科への受診をきっかけにする。
- ◎不眠や食欲不振などの身体の不調をきっかけに受診につなげる。
- ◎家族だけで病院に行き、症状や困っている点などを相談する。(事前に病院にお問い合わせください。)

本人が受診を拒否されるのは、もしかしたら、自分でも認知症ではないかと感じていて、認知症は治らない病気、あるいは怖い病気と思って不安になっているのかもしれない。

そのような気持ちを十分に推し測って、受診を勧めてください。



受診に付き添うときのポイント

- ◎本人の目の前で、いろいろなことを言いにくい場合は、どんな症状が出ているかをメモにして、あらかじめ医師に渡して読んでもらうとよいでしょう。
- ◎告知の方法について希望がある場合は、事前に医療機関とよく話し合っておきましょう。



職場では

認知症が早期に診断された場合、業務内容によっては、本人の工夫や周囲のサポートがあれば仕事の継続が可能になることもあります。すぐに「退職」を決めずに、診断を受けた病院のソーシャルワーカーや若年性認知症の相談窓口にご相談してみてください。

<できるだけ仕事を辞めなくて済むように>

- 職場の人たちに病気のことを打ち明けるかを、家族と相談しましょう。打ち明ける場合は、家族から上司に病状を説明してもらうことも有効かもしれません。
- 初期で業務に支障がないと思われる場合、医師から職場の上司への説明をしてもらい、職場の理解と協力を得る方法も考えてみましょう。
- 適した所に配置転換してもらうことが望ましい場合もあります。
- 障害者手帳等を取得した場合、**障害者雇用納付金制度***の枠内での雇用継続が可能かどうか、事業主に相談してみることも考えてみましょう。

<仕事の継続が難しくなったときは、経済的支援制度を活用>

- 休職した場合、支給条件を満たせば傷病手当金給付（最長1年6か月間支給）を受けられます。
- 支給条件を満たせば、退職後の雇用保険給付を受けられる場合もあります。
- 初診後1年6か月を経過し、一定の条件を満たせば、障害年金の申請ができます。

< * 障害者雇用納付金制度 >

「障害者の雇用の促進に関する法律」の「障害者雇用率制度」に基づき、障害者の法定雇用率を下回っている事業主（従業員200人超）から、法定雇用障害者数に不足する人数に応じて納付金を徴収し、それを財源に法定雇用率を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報奨金、各種助成金を支給する制度のこと。法定雇用率は、民間企業では2.0%（平成25年4月1日～）です。

社会で働くということは、単に生活のためにお金を稼ぐことだけではなく、社会的役割を果たし、社会とのつながりを保つという大きな意味もあります。

働く意欲や能力がある人の場合でも、いったん退職すると再就職するのはとても困難です。認知症と診断されても、職場の人と話し合ったり、様々な制度を活用するなどして、退職しなくて済む方法を検討してみてください。

※ 経済的支援制度の詳細な内容、手続き方法などは、このガイドブックのP9～をご覧ください。



家庭内では

<なくし物や、毎日の探し物を防ぐには>

- 大事なものは一か所にまとめて置くようにしましょう。
- 置き場所を決めておきましょう。
(必要時、名札やシール等を貼る)



<用事のし忘れを防ぐには>

- カレンダーや日めくり、ホワイトボード等の活用をしましょう。家の中の見えやすい場所に貼り、朝起きたら日にちや曜日、予定などを一緒に確認するようにしましょう。(月ごとのカレンダーでは情報が多すぎてわかりづらい場合は、日めくりを活用するとよいでしょう。)
- 毎日同じような献立になる場合も、あらかじめおおまかな献立をカレンダー等に書いておくとよいでしょう。
- ゴミを出す日と種類(燃えるゴミ、燃えないゴミ、資源ゴミ)をわかりやすく書いておくとよいでしょう。
- カレンダーといった目で見ると手がかりやタイマーやアラーム音などの耳で聞く手がかりを活用すると思い出しやすくなるので、上手に活用しましょう。

<薬の飲み忘れを防ぐためには>

- 一週間の薬を、朝、昼、晩、寝る前、と分けて入れる容器を活用してはどうでしょうか。壁掛けタイプ、薬箱タイプなどさまざまな種類があります。
- 薬を飲む時間にタイマーをセットしておき、音が鳴ったら薬を飲むように工夫をしている人もいます。
- 飲み間違いを防ぐために、主治医に相談して一包化(1回に飲む薬を1つの袋にまとめる方法)にしてもらう方法もあります。
- 回数や形態により飲みにくい場合、主治医やかかりつけの薬局に相談をしてください。



個別の相談を、相談窓口(P17~)でお受けしていますので、お気軽にご相談ください。



車の運転について

若年性認知症の人は、発症されるまで現役で働いている方や日常的に自動車を運転される方も多く、公共交通機関が発達していない地域では、代替の移動手段がなければ、自動車に頼らざるを得ない現状があります。また、社会参加や就労継続が困難になる場合もあります。

現時点では、若年性認知症の人の運転について、効果的な対応策が確立されているとは言い難い状況ですが、ご本人もご家族もしっかりと車の運転について考えていく必要があります。

<運転のチェックをしてみましょう>

日頃から、「自動車の傷」などのサインにも気をつけておきましょう。

<認知症と運転チェックリスト>

このチェックリストで、自分や家族の日頃の運転についてチェックしてみましょう。自己評価だけでなく、他の人にチェックしてもらうのもよいでしょう。

- | | | | |
|------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|
| ◆センターラインを越えてしまう | <input type="checkbox"/> よくある | <input type="checkbox"/> たまにある | <input type="checkbox"/> ない |
| ◆路側帯に乗り上げる | <input type="checkbox"/> よくある | <input type="checkbox"/> たまにある | <input type="checkbox"/> ない |
| ◆カーブをスムーズに曲がれない | <input type="checkbox"/> よくある | <input type="checkbox"/> たまにある | <input type="checkbox"/> ない |
| ◆車庫入れに失敗する | <input type="checkbox"/> よくある | <input type="checkbox"/> たまにある | <input type="checkbox"/> ない |
| ◆ふだんよく通る道で急に迷う | <input type="checkbox"/> よくある | <input type="checkbox"/> たまにある | <input type="checkbox"/> ない |
| ◆ふだん通らない道や、天候が悪いときにパニック状態になる | <input type="checkbox"/> よくある | <input type="checkbox"/> たまにある | <input type="checkbox"/> ない |
| ◆話しかけられると運転に集中できなくなる | <input type="checkbox"/> よくある | <input type="checkbox"/> たまにある | <input type="checkbox"/> ない |
| ◆車間距離が短くなる | <input type="checkbox"/> よくある | <input type="checkbox"/> たまにある | <input type="checkbox"/> ない |
| ◆知らない間に自動車の傷が増えた | <input type="checkbox"/> よくある | <input type="checkbox"/> たまにある | <input type="checkbox"/> ない |
| ◆どちらの車線を走っているのかわからない | <input type="checkbox"/> よくある | <input type="checkbox"/> たまにある | <input type="checkbox"/> ない |
| ◆事故を起こしたことを覚えていない | <input type="checkbox"/> よくある | <input type="checkbox"/> たまにある | <input type="checkbox"/> ない |

* 「よくある」が1つでもある場合は、できるだけ運転を控えて、早めの専門医受診を。

* 「たまにある」がある方も、十分気をつけて運転するよう心がけてください。

引用：小長谷陽子 編著「本人・家族のための若年性認知症サポートブック」

<家族が試してうまく対応できた例>

◎家族が運転する車に乗ってもらうようにしてみましょう

通院や買い物、ドライブなどに一緒に行くと、運転したい気持ちが落ち着くことがあります。

◎デイサービスなどを増やしてみましょう

自動車を運転する機会を徐々に減らすために、デイサービスなどを増やして一人になる時間をなくし、他のことで気を紛らわすことによって運転したい気持ちが和らぐことがあります。

◎子どもなどが運転をやめてくれるよう説得してみましょう

子どもや孫などが説得するとうまくいく場合があります。ただし、本人との関係が悪い場合は、関係をさらに悪化させることがあるので注意が必要です。

◎友人や近所の人に説得してもらってみましょう

家族が禁止せず、友人や近所の人に説得してもらうように頼んだことによって、家族が味方だと思われた事例もあります。

◎自動車販売・修理店に協力を求めてみましょう

自動車販売・修理店で自動車を購入しようとした場合は、事情を説明しておくといいでしょう。（家族の知らない間に新車を購入することもあります。）
車検の時期に自動車を売却・廃車にします。（その場合は、本人が店に電話をしても対処できるように販売・修理店に事情を説明しておくといいでしょう。）

参考文献：小長谷陽子 編著「本人・家族のための若年性認知症サポートブック」

※認知症高齢者の自動車運転への対応と共通する部分も多いので、下記のマニュアルも参考にしてください。

◆「認知症高齢者の自動車運転を考える家族介護者のための支援マニュアル」

監修 国立長寿医療センター長寿政策・在宅医療研究部 部長 荒井 由美子

*『国立長寿医療研究センター 長寿政策科学研究部』で検索されると、ダウンロードできます。

<http://www.ncgg.go.jp/department/dgp/index-dgp-j.htm>



<対応のポイント>

◎車の運転については、本人の「運転したい」という気持ちをいかにやわらげることができるかが重要です。

◎家族だけではなく、周囲の協力が不可欠です。焦らず、徐々に本人の気持ちを変えていけるよう、いくつかの方法を試してみるのもよいかもしれません。

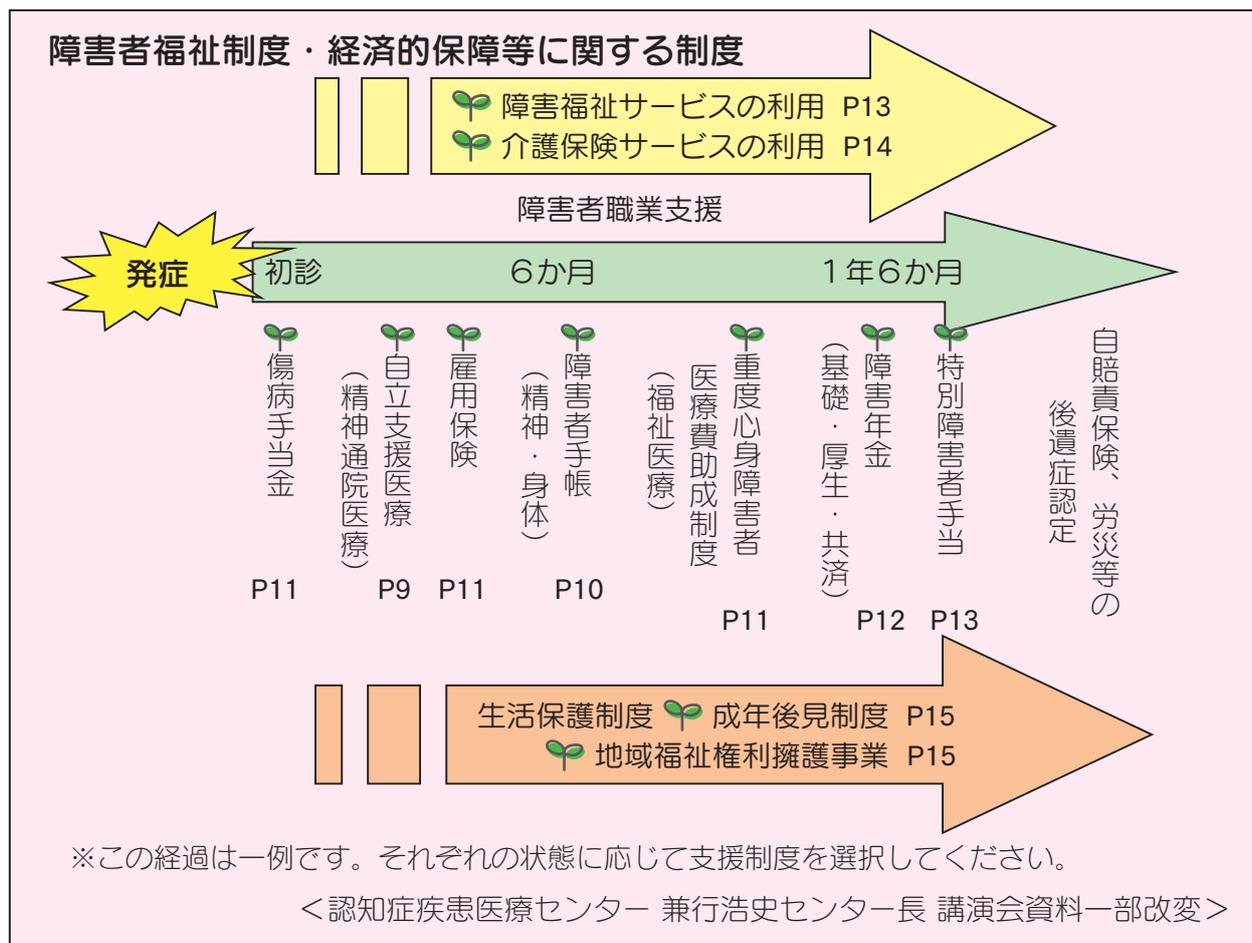


本人への支援制度

◇ 診断を受けた後の各種手続きについて

診断を受けた後に、就労や経済的な支援等必要な諸制度の手続きをすることにより、精神的な負担を軽くできるかもしれません。病気だけでなく、本人・家族、周囲の人との付き合い方にも余裕が生まれてくることにつながります。

制度によって、申請の時期や窓口等が異なりますので、ご注意ください。



自立支援医療（精神通院医療）

認知症を含む精神疾患の治療のために医療機関に通院する場合には、医療費の一部を公費で負担し、自己負担が軽減されます。（入院医療費は対象になりません。）

県の指定を受けた医療機関での受診が公費負担の対象となります。受診を希望する医療機関や薬局等を指定して利用していただきます。

◎自己負担額について

自己負担額は、原則、医療費の1割です。但し世帯の所得や疾病に応じて1か月あたりの自己負担上限額が定められています。

<自己負担上限額（月額）>

生活保護世帯	市民税非課税世帯		市民税課税世帯（所得割合計額）				
	本人収入 80万円以下	本人収入 80万円を超える	3万3千円未満	3万3千円以上 23万5千円未満	23万5千円以上		
0円	2,500円	5,000円	医療保険の自己負担限度額		公費負担の対象外		
			重度かつ継続に該当（*1）				
			5,000円	10,000円	20,000円		

（*1）重度かつ継続の範囲については、今後見直しがある可能性があります。
詳しくは窓口にてお問い合わせください。

申請の窓口：市役所福祉総合相談窓口（20番の窓口）または
各総合支所総合サービス課

問い合わせ：高齢・障害福祉課 障害者支援担当
TEL 083-934-2794
FAX 083-934-2647



障害者手帳

認知症の状態によっては「精神障害者保健福祉手帳」を、あるいは手足の麻痺など身体に障害があるときは「身体障害者手帳」を取得できる場合があります。

この手帳を持っていることにより、様々な支援を受けたり、福祉制度を利用することができます。

<精神障害者保健福祉手帳>

手帳の区分：1級～3級まであります。

<身体障害者手帳>

手帳の区分：1級～6級まであります。

※ いずれも入院、在宅による区別はありませんが、初診から6か月を経過していないと申請できません。

申請の窓口：市役所福祉総合相談窓口（20番の窓口）または
各総合支所総合サービス課

問い合わせ：高齢・障害福祉課 障害者支援担当
TEL 083-934-2794
FAX 083-934-2647



<障害者手帳を取得することで利用できる制度>

所得税・住民税・相続税等の控除、福祉タクシー割引券の交付、携帯電話の基本使用料等の割引、NHK放送受信料の減免制度等があります。手帳の種類や等級や所得等によって対象にならない制度もあります。また、美術館・映画館などの入場割引を行っている施設や民間サービスもあります。



重度心身障害者医療費助成制度（福祉医療）

重度の障害を有する心身障害者の方々が医療を受けられた場合、保険診療による医療費の自己負担額を助成する制度です。（山口県と共同で実施している制度です）

対象者：精神障害者保健福祉手帳1級、身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、障害年金1級または特別児童扶養手当1級のいずれかの該当者で、対象者本人の所得が一定の制限額を超えない方。

申請の窓口：市役所保険年金課または各総合支所総合サービス課

問い合わせ：保険年金課 後期高齢福祉医療担当

TEL 083-934-2803

FAX 083-934-3610



傷病手当金

病気やけがのために働くことができず、会社を3日以上連続で休んだ場合、4日目以降休んだ日に対して事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給される休業給付です。

対象者：「全国健康保険協会（協会けんぽ）」または「健康保険組合」に加入している事業所にお勤めの人

※共済組合に加入されている方は、各共済組合にお問い合わせください。

支給される金額：標準報酬日額の3分の2に相当する金額が支給されます。

※以下の全ての条件にあてはまる方は、支給開始後、**最長1年6か月の範囲**で給付を受けることができます。

<支給の条件>

- ①病気やけがで療養中であること。（自宅療養中も可）
- ②労務不能であること。（今までの仕事に就けない状態をいいます）
- ③4日以上仕事を休んでいること。（連続して3日以上休んでいること）
- ④給料が支給されていないこと。

給料が一部支給されて、傷病手当金の額よりも少ない時は、その差額が支給されます。

申請の窓口：全国健康保険協会（協会けんぽ）または健康保険組合

問い合わせ：各勤務先の労務担当



雇用保険

「雇用保険」とは、労働者が何らかの理由で失業した時に、再就職までの生活を安定させ、就職活動を円滑にできるよう支援するための国の保険事業です。失業された方や教育訓練を受けられる方に対して失業等給付が支給されます。**重要な点**は、本人に「再就職」の意志があるということです。

本人に再就職の意思がない場合は、保険給付を受けることはできません。
受給には要件があります。

問い合わせ：最寄りの公共職業安定所



障害年金

病気やけが等で就労の継続が困難となった方に支払われる公的年金です。障害年金は請求しないと支給されません。

※「障害年金」は、初診日にどの年金に加入していたかにより、請求先が異なります。

初診日に加入中の年金種類	請求先（問い合わせ）	請求できる日
①国民年金1号（自営業など）	山口市保険年金課	初診日から起算して 1年6か月を経過した日
国民年金3号（サリ-マの妻等）	山口年金事務所	
②厚生年金保険（会社員など）	山口年金事務所	
③共済年金保険（公務員など）	各共済組合	

※受給できる年金は、初診時に、どの年金制度に加入していたかにより異なります。また、障害の状況によって障害年金の年金額が異なります。

①国民年金加入中に初診	障害基礎年金 1級・983,100円 + 子の加算* 2級・786,500円 + 子の加算*
②厚生年金加入中に初診	障害基礎年金 （上記と同じ） + <u>障害厚生年金</u> （報酬比例の年金額 + 配偶者の加給年金額） * 3級については「障害厚生年金」のみ支給
③共済年金	各共済組合へお問い合わせ下さい

* 子の加算とは：第1子・第2子は各226,300円、第3子以降は各75,400円

<ご注意ください>

- ※ 上記の金額は、平成24年度額です。
- ※ 保険料納付要件を満たしていることが必要です。
- ※ 障害年金と障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳等）の等級の認定基準は異なります。
- ※ 障害基礎年金の子の加算額、障害厚生年金の配偶者の加給年金額は、配偶者の収入によっては加算されない場合があります。

問い合わせ：保険年金課 年金担当 TEL083-934-2801
山口年金事務所 TEL083-922-5660
(山口市吉敷下東一丁目8-8)



特別障害者手当

20歳以上の方で、心身に重度の障害が重複、またはそれと同じ程度の状態にあるため、常に特別の介護を必要とする方に支給されます。

福祉施設に入所、または3か月以上病院に入院している方は対象となりません。本人及び扶養義務者の所得制限があります。（※申請月の翌月から支給開始となります。）

月額：26,260円

申請の窓口：市役所福祉総合相談窓口（20番の窓口）または
各総合支所総合サービス課

問い合わせ：社会課

TEL 083-934-2790

FAX 083-934-5087



障害福祉サービス

障害者手帳の取得等により、障害福祉サービスを利用することが出来ます。

特に介護保険サービスを利用できない40歳未満の人や介護保険サービスにないサービス利用に有効です。

◎利用負担額

原則としてサービスに要した費用（食費、光熱費を除く）の1割負担です。ただし、世帯の所得に応じて月額自己負担金の上限が定められています。

◎介護保険サービスとの関連

障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合、介護保険サービスが優先されます。しかし、介護保険サービスには相当するサービスがない障害福祉サービス固有のサービスと認められるものについては支給を行います。

申請の窓口：市役所福祉総合相談窓口（20番の窓口）または
各総合支所総合サービス課

問い合わせ：高齢・障害福祉課 障害者支援担当

TEL 083-934-2794

FAX 083-934-2647



<就労継続支援について>

就労継続支援とは、障害者総合支援法*によるサービスで、通常の事業所に雇用されることが困難な方に、就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものです。

A型は福祉工場など雇用契約に基づく就労が可能な人、B型は授産施設や作業所など非雇用型の施設で就労可能な人を対象としています。

退職した人にとって「福祉的就労」は、意欲の継続や人とのかかわりの場として、役割が期待されています。

* 障害者総合支援法は、平成25年4月から従来の自立支援法の名称と対象者が変更となる制度です。



介護保険サービス

介護保険サービスを利用する場合は、要介護認定を申請し、認定を受けた後、ケアプランに基づきサービスを利用します。

<サービス利用対象者>

- ・ 65歳以上で要支援、要介護状態にある方
- ・ 40歳以上65歳未満で、**特定疾病***が原因で要支援、要介護状態にある方（詳細は、「介護保険・高齢者福祉サービスの手引き」をご参照ください。）

* 特定疾病とは？

40歳から64歳までの方が要介護認定の申請ができる16種類の病気

- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至つたと判断したものに限る）
- 関節リウマチ ●きんいしゆくせいそくさくこうかしょう筋萎縮性側索硬化症 ●こうじゅうじんたいこつかしょう後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症 ●初老期における認知症
- しんこうせいかくじょうせいまひ進行性核上性麻痺、だいのうひつきていかくへんせいししょう大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- せきずいしょうのうへんせいししょう脊髄小脳変性症 ●せきちゅうかんきょうさくししょう脊柱管狭窄症 ●そうろうししょう早老症 ●たけいとういしゆくししょう多系統委縮症
- とうによびょうせいしんけいしょうがい糖尿病性神経障害、とうによびょうせいじんししょう糖尿病性腎症及びとうによびょうせいもうまくししょう糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患 ●しつかんせつ両側の膝関節又はこかんせつ股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- へいそくせいどうみやくこうかしょう閉塞性動脈硬化症 ●まんせいへいそくせいはいしつかん慢性閉塞性肺疾患

申請の窓口：市役所福祉総合相談窓口（20番の窓口）または
各総合支所総合サービス課

問い合わせ：介護保険課

TEL 083-934-2795

FAX 083-934-2669



<介護保険サービスのデイサービス等に本人が馴染めるための工夫のポイント>

- ◎本人の好きなことや得意なこと、興味のあることを事業所の職員さんに伝えて利用時の話題にしてもらったり、得意なことを発揮できる場を作ってもらいましょう。
- ◎本人にとってデイサービスなどが「居場所」「意味のある場所」（仕事や楽しみ、役割のある場所等）になることが大切です。慣れるまでには時間もかかると思います。数回の利用で結論を出さずに、気長に続けてみましょう。



地域福祉権利擁護事業

軽度の認知症や知的障害、精神障害等によって判断能力が十分でない人が地域において自立した生活が送れるよう、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

◎サービスの内容

- ・福祉サービスの利用手続きの援助
- ・日常生活に必要なお金の出し入れ
- ・大切な書類や印鑑の預かり

◎利用料金

1時間 1,870円（生活保護世帯は無料）

重要書類預かりサービスは、6,300円（年間）

問い合わせ：山口市社会福祉協議会（山口市上野小路89-1）

TEL 083-922-7900

FAX 083-924-1398



成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々は、自分で適切に財産管理ができなかったり、福祉サービスの契約や遺産分割等の法律行為を行うことが困難な場合があります。このような方々を保護、支援するための制度です。

◎利用できる方

認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分な方

◎申立人：本人・配偶者

四親等内の親族（身寄りのない方などの場合には市長）

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てを行います。判断能力の程度によって「後見」「保佐」「補助」の3類型に分かれ、家庭裁判所は調査を経て、適切な援助者（成年後見人、保佐人、補助人）を選びます。

選ばれた援助者は、家庭裁判所または監督人の監督の下、本人を援助していきます。

◎申し立てに必要な費用

収入印紙（申立手数料として800円）、収入印紙（登記手数料として2,600円）、郵便切手（約2,500円）、計約5,900円

なお、精神鑑定を実施する場合は、別途鑑定料が必要になります。

◎必要書類

申立書、戸籍謄本、登記されていないことの証明書、診断書等

※詳細は、家庭裁判所でご確認ください。

<任意後見制度とは>

本人に十分な判断能力があるうちに、前もって自己の判断能力が不十分になった場合の財産管理・身上監護の事務を他の人をお願いしておく制度です（この依頼を受けた人を任意後見人と言います）。本人の判断能力があるうちに、公証人が作成する公正証書で任意後見人への依頼契約を結んでおく必要があります。

本人の判断能力が不十分になった時、本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者（後の任意後見人）が家庭裁判所に申し立てを行い、家庭裁判所が選ぶ任意後見監督人の監督の下で、任意後見人は本人を援助していきます。

問い合わせ

○山口市基幹型地域包括支援センター（山口市亀山町2-1）

TEL 083-934-2758

FAX 083-922-3113

○山口家庭裁判所（山口市駅通り一丁目6-1）

TEL 083-922-9148

○山口公証役場（山口市黄金町3-5）

TEL 083-925-0035

FAX 083-925-0036

○山口市社会福祉協議会（山口市上豎小路89-1）

TEL 083-924-0543

FAX 083-924-1398





相談窓口

どんなささいなことでもかまいません。お一人で悩まずに、ぜひご相談ください。



もの忘れホットライン ～認知症電話相談～

認知症やもの忘れに関するご相談を、認知症地域支援推進員*や保健師等がお受けします。お気軽にお電話ください。（匿名のご相談でもかまいません。）

電話：083-922-2410（山口市高齢・障害福祉課内）
時間：平日 8:30～17:00



地域包括支援センター

地域包括支援センターは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置し、様々な相談に応じ、総合的に支援していく機関です。

介護に関する疑問や悩みがある場合は、お住まいの地域の地域包括支援センターへご相談ください。（電話相談だけでなく、面接相談にも応じています。）

担当地域	センター名	所在地・電話番号
大殿・白石・湯田	山口市中央地域包括支援センター	朝倉町5-4 083-934-3338
仁保・小鯖 大内・宮野	山口市北東地域包括支援センター	大内矢田365番地1 083-941-6672
吉敷・平川・大歳	山口市鴻南地域包括支援センター	黒川3363番地 083-934-3333
嘉川・佐山・小郡 阿知須	山口市川西地域包括支援センター	小郡保健福祉センター内 小郡下郷609-5 083-976-5711
陶・鑄銭司・名田島 秋穂・秋穂二島	山口市川東地域包括支援センター	鑄銭司2361-3 083-986-2077
徳地	山口市基幹型地域包括支援センター 徳地分室	徳地総合支所内 徳地堀1744 0835-52-0670
阿東	山口市基幹型地域包括支援センター 阿東分室	阿東保健センター内 阿東徳佐中3382 083-956-0995
	山口市基幹型地域包括支援センター * 認知症地域支援推進員配置	山口市役所内 亀山町2-1 083-934-2758



山口健康福祉センター

心の健康相談に、嘱託医が応じます。

定例相談 奇数月第2木曜日 13:30~15:30 (予約制)

* 定例相談以外でも随時保健師が相談をお受けします。

問い合わせ：山口健康福祉センター（精神・難病班）
（山口市吉敷下東三丁目1番1号）
083-934-2532



認知症コールセンター

認知症の方や家族の方に対して、保健師、社会福祉士や介護経験者等が電話相談に応じます。

実施主体：山口県（山口県社会福祉協議会に委託）

問い合わせ：083-924-2835

時間：月曜日～金曜日 10:00～16:00（年末年始・祝日除く）



若年性認知症の電話無料相談（全国）

専門教育を受けた相談員が対応し、一人ひとりの状態に合わせた支援を行っています。

問い合わせ：0800-100-2707

（認知症介護研究・研修大府センター内）

時間：月曜日～土曜日 10:00～15:00（年末年始・祝日除く）

ホームページ：<http://y-ninchisyotel.net/>

< * 認知症地域支援推進員とは >

山口市では、山口市基幹型地域包括支援センター内に配置されています。

○認知症専門医受診に関する相談、認知症疾患医療センターとの調整

○若年性認知症の方と家族の交流会開催、若年性認知症の方と家族への継続的な相談支援

○若年性認知症の方の各種制度利用に関する相談

○介護支援専門員等の相談支援者等への支援 などの業務を行っています。

問い合わせ・ご相談は、

083-934-2758（山口市基幹型地域包括支援センター内）



若年性認知症Q&A



ご家族からよくある質問

<経済的支援>

Q：夫が認知症になり仕事を続けられなくなり、収入が途絶えてしまいました。まだ家のローンも残っていますし、子どもの教育費もまだまだかかります。何か、経済的な支援制度が受けられますか？

A：若年性認知症と診断された方は、様々な支援制度を受けることができます。このガイドブック（P9）に掲載している支援制度を参考にしてください。手続きの仕方など、ご不明の点は相談窓口

山口市役所高齢・障害福祉課：TEL083-934-2758 または

山口市もの忘れホットライン：TEL083-922-2410 にお問い合わせください。

<介護者のストレス>

Q：気持ちの余裕がなくなって、ちょっとしたことで病気の配偶者を感情的に叱ってしまい、後悔してしまうことがよくあります。感情をコントロールするために、何かよい方法がありますか？

A：いろいろなことがすべて介護者の肩に重くのしかかってきて、イライラして、ついカッとなってしまいがちです。でも、感情的に叱ってしまう自分を責めないでください。そんなふうに悩んでいるのはあなただけではありません。感情のコントロールはとても難しいことですが、感情的になった時にこんなことを試してみるのもよいかもしれません。

○深呼吸をしてみる

○1から10まで数える

○ときには介護から解放される時間を作る

○いろいろな介護サービスを利用することも考える

○同じ境遇のご家族との交流会に参加してみる



若年性認知症の人と家族のつどい開催しています！

季節ごとに、若年性認知症の本人と家族のつどいを開催しています。

食事会や史跡めぐり、料理教室などをご本人も一緒に楽しみながら、家族同士だからこそ心の通い合えるひとときを過ごしています。情報交換により、視点も広がり、介護のヒントにもなっています。スタッフにとっても、ご本人の笑顔、ご家族の笑顔にお会いできるかけがえのない時間です。はじめての方のご参加も大歓迎です。

認知症地域支援推進員または、地域包括支援センター（P17）までお問い合わせください。

<子どもとの関係>

Q：夫（または妻）が認知症を発症したことで、家庭の中が暗くなり、子どもとの関係もギクシャクしてきました。何かよい改善策はありますか？

A：子どもの年齢・性別・性格によって、受け止め方が異なりますので、それに応じた対応が必要かもしれません。配偶者が認知症になったことで、あなた自身もいろいろな思いを抱えていると思いますが、子どもも同じようにいろいろな思いを抱えているのではないのでしょうか？

○まずは子どもの今の気持ちを聴いてみてください。

○もし、認知症のことがよくわかっていないようなら、どういう病気で、どういう症状が出るのか、どのように接すると本人が落ち着くのか、本人の感情や思いは残っていること、本人も苦しんでいることなど、病気について、また本人の状態について理解してもらうことが大切です。

○年齢的に可能であれば、受診の際に一緒に行って、医師から話をしてもらうのもよいかも知れません。

○病気のことには理解していても、子ども自身もつらくて、親の病気を受け止めるのは大変です。子どもの気持ちの整理が徐々にしていくのを焦らずに待つことも大切です。

○あなた自身が少しでも楽になれるように、利用できる制度を使い、周りの人の助けを求めて、あなた自身の気持ちをケアしてください。配偶者が認知症になり、いろいろな責任や負担を抱えて大変な毎日の中で、配偶者の対応にイライラしたり、子どもの前で悲観的な言葉がつい出てしまうことがあっても当然です。ある程度の年齢の子どもであれば、その様子が理解できますが、そうでない場合は、子どもはあなたの様子に敏感になり、親の病気を受け入れるのが困難になることもあります。あなた自身が少しでも楽になれるように工夫してください。



○病気であるにもかかわらず、両親が助け合っていたり、仲がよい姿を見れば、子どもは安心するものです。子どもの年齢によっては、あなたが子どもの前では少し踏ん張る時期が必要なこともあります。子どものいないところで、つらい思いを吐き出せるようなつながりをたくさん作ってください。

<遺伝のこと>

Q：配偶者が認知症になったことで、子どもが自らの遺伝について悩んでいます。どのように対応すればよいのでしょうか？

A：病気の遺伝に関しては、まず主治医に相談してみてもはどうでしょうか？認知症の原因で最も多いアルツハイマー型認知症の中でも、家族性のアルツハイマー型認知症は全体から見ればごくまれであり、日本人の場合、遺伝はあまり心配する必要はありません。



職場の中でよくある質問

<早期受診につなぐには>

Q：最近、部下（同僚）にこれまでとは異なる行動や言動があり、認知症ではないかと考えています。本人を傷つけることなく、うまくサポートする方法があれば教えてください。

A：当面は、本人ができなくなっていることや、困っていることをさりげなく手伝ってあげてください。その上で、認知症かもしれないと思ったら、早期診断・早期治療が最も大切なので専門医受診を勧めてください。本人のプライドを傷つけないで勧める方法として、下記を参考にしてください。

○本人の尊敬している上司、または親しくしている同僚に話してもらうこともひとつの方法です。本人も悩んでいるかもしれませんので、皆が心配していることを伝えましょう。

○産業医がいる職場であれば、産業医に相談し、産業医から本人に話してもらい、紹介状を書いてもらって、専門医への受診を促してもらうようにするとよいでしょう。

○産業医のいない場合は、家族に相談して受診へ結びつけていくようにしましょう。

認知症という言葉は出さなくても、うつ病などを疑っているということで、受診につなげていけるかもしれません。単身赴任の人や、独身で家族がいない場合は、会社の人が付き添って受診することも考えられます。



<業務に支障が>

Q：認知症と診断されている社員に業務に支障が出ており、上司や同僚が事後処理をしたり、フォローをすることが増えています。会社として、今後どのように本人およびご家族とかがかわっていけばよいのでしょうか？

A：今の仕事をこのまま続けることが困難になってきていることを、正直に誠意をもって話してください。ご本人も案外無理をしているかもしれませんし、不安に思っているかもしれません。会社での様子を随時、家族に知らせておくことは、家族にとっても気持ちの準備をしてもらうためにも大切です。会社としてサポートできる範囲を伝え、本人の症状や能力をみながら家族も含めてその都度話し合っていきます。

障害者雇用制度の枠内での仕事の継続が可能かどうか（障害者手帳等の取得が条件となります）も検討してみてください。

退職の話が出るとしても、傷病手当金や雇用保険をはじめ、活用できる制度について、しっかり説明する必要があります。



<職場には病気のことを伝えて>

Q：「職場には、認知症だと言わないでほしい」と言うのですが、どうしたらよいのでしょうか？また、いつまで仕事を続けることができるのでしょうか？

A：知られたくないという気持ちはよくわかりますが、いつまでも今までと同じように仕事ができるとは限りません。逆に話すことで、周りの人からの理解や協力が得られる場合もあります。

基本的には、職場の直属の上司などには病気のことや症状などをしっかり伝えておいたほうがよいでしょう。病気の進行に伴って、本人のできることやできないことを見極めてもらい、場合によっては部署の移動や配置転換なども考慮してもらえます。仕事を続けられるように職場でフォローをしてもらう環境が整うと、少しでも長く仕事を続けられる可能性があります。今後は職場の理解と協力が大切になってきます。

ご本人には「言わないよ」と、まずは安心させてください。そのうえで、相談できる上司や同僚がいたら、相談をしたほうがよいでしょう。まずは本人の意思を尊重しましょう。認知症は少しずつ進行していきますので、現在の業務を続けていくことができなくなるときがいつかは来ます。本人の様子を見ながら、本人が「仕事を続けていくために職場に相談したほうがよい」との結論にもっていけることが理想です。ただ、今後の生活のこともありますので、本人には知られないように会社に相談するほうがよいかもしれません。

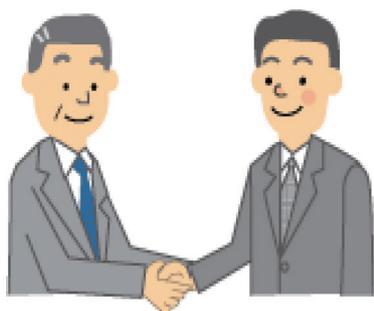


<退職の判断は>

Q：本人の就労意欲がとても強いのですが、最近では症状が強く現れるため、今の仕事を続けていくことが困難になってきているようです。部署の異動や配置転換等、何かよい対応方法などはありますか？

また、退職を選択する場合、引き際というか、辞めるタイミングなどはあるのでしょうか？

A：認知症の進行の状態を見ながら、仕事の内容が本人にできることかどうかということになります。本人の意向も考慮しながら、仕事を無理のないものに替えることができれば、少しでも長く勤めていられるでしょう。職場との話し合いで決めるようにしましょう。会社の障害者雇用制度の利用が可能かどうか検討してもらってください。



退職の判断は、本人の病気の進行状態や職場での状況を見ながら上司と相談して決めていくことになると思います。いつまでかは本人が一番わかるかもしれません。周りから言われることでプライドを傷つけてしまうおそれもありますので、身近な方から退職するように働きかけることも必要かもしれません。退職する前に休職すれば、傷病手当金がもらえます。実際の給料より減額されますが、傷病手当金をもらっている間にいろいろな手続きができます。



山口市役所 関係課一覧

山口総合支所 (亀山町2-1)	高齢・障害福祉課 障害者支援担当	083-934-2794
	介護保険課	083-934-2795
	保険年金課 (年金担当)	083-934-2801
	保険年金課 (後期高齢福祉医療担当)	083-934-2803
	社会課	083-934-2790
小郡総合支所 (小郡下郷609-1)	総合サービス課	083-973-8134
秋穂総合支所 (秋穂東6570)	総合サービス課	083-984-8022
阿知須総合支所 (阿知須2743)	総合サービス課	0836-65-4113
徳地総合支所 (徳地堀1744)	総合サービス課	0835-52-1113
阿東総合支所 (徳佐中3417-2)	総合サービス課	083-956-0992

<引用・参考資料>

「本人・家族のための若年性認知症サポートブック」

編著：小長谷陽子 認知症介護研究・研修大府センター研究部長

<協力機関>

- ・ 認知症疾患医療センター (山口県立こころの医療センター)
- ・ 山口・吉南地区地域ケア連絡会議 認知症地域ケア専門部会 企画会議委員

山口市若年性認知症ガイドブック

平成25年3月発行

発行 山口市健康福祉部高齢・障害福祉課
(山口市基幹型地域包括支援センター)
〒753-8650 山口県山口市亀山町2-1
TEL (083) 934-2758

印刷 有限会社 いつみプリンティング

